

徳島県告示第五百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和六年十月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

| | | |
|------------------|------------|-----------------|
| 指定居宅サービス事業者 | 名称 | 社会福祉法人山城会 |
| 指定居宅サービス事業を行う事業所 | 名称 | 山城会デイサービスセンター |
| サービスの種類 | 所在地 | 三好市山城町西宇二二二七番地四 |
| 廃止の届出の受理日 | 所在地 | 三好市山城町西宇二二三五番地二 |
| 廃止 | 通所介護 | |
| 年月日 | 令和六年八月二十八日 | |
| 年月日 | 令和六年九月三十日 | |